

第 3 6 回

千葉県屋外広告物審議会

議 事 録

日 時 平成26年2月18日(火)
午後2時から午後2時27分
場 所 プラザ菜の花4階会議室 羽衣

第36回千葉県屋外広告物審議会議事録

1 日 時 平成26年2月18日(火) 午後2時から午後2時27分

2 場 所 プラザ菜の花4階会議室 羽衣

3 出席者

(1) 審議会委員 6名(委員総数8名)

氏 名	摘 要
根 上 彰 生	日本大学教授(理工学部)
篠 原 聡 子	日本女子大学教授(家政学部)
沼 澤 説 子	千葉県消費者団体連絡協議会(会計)
石 川 明 彦	東日本旅客鉄道株式会社(千葉支社長)
小 松 洋	千葉県屋外広告美術協同組合(理事長)
西 村 政 洋	関東地方整備局(千葉国道事務所長)

(2) 事務局

【県土整備部都市整備局】

早川都市整備局長

(公園緑地課)

小関公園緑地課長、井上副課長、佐瀬副課長、石井景観づくり推進班長、
高橋主査、川島主事

(3) 傍聴者 な し

4 議 案

議案第1号	首都圏中央連絡自動車道の一部区間における禁止 地域等の指定について(諮問)	原案可決
-------	--	------

5 議事の記録

1 開 会

司 会 ただ今から、第36回「千葉県屋外広告物審議会」を開催いたします。
本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます
います。

初めに、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。

本日、委員の皆様へ配付させていただいております資料は、「会議資料
一覧」に記載のとおりでございます。

- ①会議次第
- ②千葉県屋外広告物審議会委員名簿
- ③会場図
- ④議案一覧表
- ⑤議案及び議案関連資料（案内図、位置図）
- ⑥千葉県行政組織条例（抜粋）
- ⑦千葉県屋外広告物審議会運営要綱
- ⑧千葉県屋外広告物審議会に係る非公開案件の基準
- ⑨千葉県屋外広告物審議会傍聴要領
- ⑩千葉県屋外広告物条例（抜粋）
- ⑪屋外広告物のしおり
- ⑫圏央道（パンフレット）

以上でございます。

資料は全てお揃いでしょうか。

2 委員紹介

司 会 それでは初めに、本日、御出席の委員の皆様方を御紹介させていただきます。

お手元にお配りしております委員名簿の順に、御紹介させていただきます
ので、お名前をお呼びいたしましたら恐れ入りますが、御起立くださいます
ようお願いいたします。

日本大学理工学部教授	根上 彰生 様
日本女子大学家政学部教授	篠原 聡子 様
千葉県消費者団体連絡協議会会計	沼澤 説子 様
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長	石川 明彦 様
千葉県屋外広告美術協同組合理事長	小松 洋 様
関東地方整備局千葉国道事務所長	西村 政洋 様

以上の皆様でございます。

御協力ありがとうございました。

なお、

東京理科大学理工学部准教授
千葉広告協会事務局長

伊藤 香織 様
鎗田 光明 様

におかれましては、本日所用により、御欠席されております。

3 挨拶

司 会 続きますして、会議の開催にあたりまして、千葉県の早川都市整備局長から、御挨拶を申し上げます。

早川局長 千葉県県土整備部都市整備局長の早川でございます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、当審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より屋外広告物行政の推進に、特段の御理解と御協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

御存じのとおり、屋外広告物は、公衆に対する危害防止と併せまして、良好な景観を形成する重要な要素であることから、適切に規制・誘導を図ることが求められているところでございます。

このことから、県では、道路の開通等を契機といたしまして、看板等の無秩序な増加を防止するため、必要に応じまして「千葉県屋外広告物条例」に基づきまして、禁止地域等の指定を行っているところであります。

今回は、首都圏中央連絡自動車道の茨城県境から神崎インターチェンジまでの沿線につきまして、禁止地域等へ指定する議案を諮問させていただきました。

後ほど、事務局からご説明をさせていただきますが、当該区間は北関東から本県への新たな玄関口として期待されている箇所であり、委員の皆様の御意見を賜りながら、引き続き美しいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御指導の程よろしくお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

4 事務局職員紹介

司 会 続きますして、当審議会の事務局であります県の職員を御紹介いたします。改めまして、都市整備局長の早川でございます。

公園緑地課長の小関でございます。

公園緑地課副課長の佐瀬でございます。

公園緑地課景観づくり推進班長の石井でございます。

申し遅れましたが、私は、本日の司会進行を務めさせていただいております、同じく公園緑地課副課長の井上と申します。

以上、事務局職員でございます。

5 協議事項

- 司 会 それでは、会議次第に沿いまして「5 協議事項」に移らせていただきます。
千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、審議会の「会議については、会長が会議の議長になる」旨が定められております。本来ですとここからは会長が議長となり運営することとなっております。
しかし、今回は委員改選後、初めての会議の開催ということで、まだ会長が決まっておりません。
会長が決定するまでの間、公園緑地課長の小関が仮議長となって進めさせていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

- 司 会 ありがとうございます。では小関課長お願いいたします。

(小関課長 議長席に移動)

- 仮議長 公園緑地課長の小関でございます。
仮議長を務めさせていただきますので、議事の進行につきましては、委員の皆様方の御協力をお願いいたします。

(1) 定足数の報告

- 仮議長 それでは、まず、定足数の御報告をさせていただきます。
千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により、審議会の「会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない」とされております。
本日、委員総数8名のうち、出席委員数は半数を超える6名の方が出席されておりますので、本日の会議は、成立しておりますことを御報告させていただきます。

(2) 会長選任

- 仮議長 続きまして、「会長の選任」に移らせていただきます。
千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により「会長は、委員の互選によってこれを定める」とされております。
そこで、会長の選任につきまして委員の皆様にお諮りいたしますが、いかがでございましょうか。
- 沼澤委員 根上委員がよろしいかと思えます。
- 小松委員 私も同様に、根上委員におかれましては、都市デザインや都市景観をご専門に研究されており、また、これまでも他の自治体における屋外広告物審議会の会長を務められていらっしゃいます。
根上委員に会長をお願いしてみたいはいかがでしょうか。

仮議長　ただ今、根上委員に会長をお願いしたいとの御発言がございましたが、他の委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

仮議長　それでは、御異議がないようですので、根上委員を当審議会の会長に選任させていただきます。では、この後の運営につきましては、根上会長をお願いすることといたします。

御協力、ありがとうございました。

それでは、根上会長よろしく願いいたします。

(根上会長　議長席に移動)

根上会長　それでは、僭越ではございますが御指名をいただきましたので、会長をお引き受けさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

本日は先程の早川局長の御挨拶にもありましたように、圏央道沿道の屋外広告物の禁止地域等の指定について、審議いただくことになっております。

ただいま整備が進んでいる圏央道沿道は、千葉県特有の緑豊かな地域が広がっているところでございます。適切に屋外広告物を誘導することで、良好な景観を維持、保全していきたいということで、本日の審議をお願いすることとなります。条例に沿ってスムーズに審議を心がけていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。

千葉県行政組織条例第30条第4項の規定により「副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。」とされております。

そこで、会長の職務代理者を定めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

根上会長　それでは、会長の職務代理者として篠原委員を指名させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

根上会長　それでは、篠原委員よろしく願いいたします。

(3) 議事録署名人の指名

根上会長 次に、議事録署名人の指名に移らせていただきます。

この議事録署名人につきましては、運営要綱第5条により、会長が2名を指名することになっております。

それでは、今回は石川委員と西村委員にお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声)

(4) 会議の非公開について

根上会長 次に、会議の非公開について協議いたします。

事務局いかがですか。

事務局 事務局で本日の会議資料につきまして、事前に精査しましたところ、個人情報等の非公開事由に該当する部分はありませんでした。

根上会長 それでは、非公開とする部分はないということですので、全て公開ということにさせていただきます。

(「異議なし」の声)

根上会長 では、本日の会議の内容は全て公開として、これから議事を進めたいと思いますが、傍聴を希望する方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 本日は、傍聴者はいらっしゃいません。

6 議 事

根上会長 傍聴する方はいらっしゃらないとのことですので、それでは、議事に移らせていただきます。

本日御審議いただく議案は1件です。

第1号議案 首都圏中央連絡自動車道の一部区間における禁止地域等の指定について、事務局に説明を求めたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

根上会長 それでは、事務局よろしく願いいたします。

事務局 それでは第1号議案について御説明いたします。

前面のスクリーンを御覧ください。まず、首都圏中央連絡自動車道いわゆる圏央道の状況について御説明いたします。

お手元にもパンフレットをお配りしておりますので参考までに御覧ください。

圏央道は、都心から半径およそ40kmから60kmの位置に計画され、神奈川県・東京都・埼玉県・茨城県・千葉県の1都4県を連絡する、総延長約300kmの自動車専用道路です。

このうち、千葉県内区間の延長は、全体の約3割にあたります約95kmとなっております。

千葉県内の圏央道の状況について御説明いたします。

県内は5つの工区に分けられて事業が進められております。

1工区の茨城県境から大栄間、10.7kmにつきましては、ほぼ全線で工事が進められております。

このうち、本議案の対象となっている茨城県境から神崎インターチェンジ間については、平成26年4月12日に開通することが先日記者発表されたところでございます。

続いて、2工区の大栄から松尾横芝間、18.5kmについては、平成24年10月から平成25年2月にかけて、設計・用地説明会が行われたところでございます。

3工区の松尾横芝から東金間15.7kmにつきましては、平成10年に開通しております。

4工区及び5工区のうち東金ジャンクションから木更津東インターチェンジ間、42.9kmについては、昨年4月27日に開通しております。

また5工区の木更津東インターチェンジから木更津ジャンクション間、7.1kmについても、平成19年に開通しております。

第1号議案の対象となっております、神崎インターチェンジ付近の状況については、スクリーンを御覧ください。

それでは、第1号議案の詳細について御説明いたします。

議案書を併せて御覧ください。

第1号議案は、千葉県屋外広告物条例第4条第7号の規定による、圏央道沿道に係る禁止地域等の指定についてです。

指定の内容については、茨城県境から神崎インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100m以内の区域で道路から展望できる区域を新たに禁止地域に指定するものです。

なお、高速自動車国道や自動車専用道路の路面部分は、千葉県屋外広告物条例第4条第6号の規定により、道路の供用開始と同時に禁止地域となりますが、沿道区域については本議案のように、必要に応じて知事が指定することとなります。

スクリーンでは現在における首都圏中央連絡自動車道周辺の屋外広告物の規制状況を示しております。

千葉東金道路以北では、銚子連絡道路及び東総有料道路については、路端から100m以内、高速自動車国道である東関東自動車道水戸線及び新東京国際空港線については、路端から500m以内の区域で道路から展望できる区域を禁止地域等に指定しております。

千葉東金道路以南では、千葉東金道路及び既に開通済みである、圏央道の木更津ジャンクションから東金ジャンクション、さらには東京湾アクアライ

ン、東京湾アクアライン連絡道、館山自動車道、東金九十九里道路についても、同様に路端から100m以内の区域で道路から展望できる区域を禁止地域等に指定しております。

これまでの経過について申し上げます。

平成23年度夏頃から関係市町との会議や調整作業、国や圏央道の管理者であるNEXCOへの事前説明を行い、さらに平成24年に入り最終確認作業として、関係市町との会議、各関係機関への文書での意見照会を経て、平成25年度にパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントについては、平成25年10月1日から1ヶ月間意見募集を行いました。意見の提出はありませんでした。

なお、今後のスケジュールについてですが、本日の審議会で、原案どおり可決とされた場合につきましては、答申をいただいた後、県報による告示を行い、道路の供用開始と同時に禁止地域として施行したいと考えております。

第1号議案の説明に関しては、以上でございます。

根上会長 ありがとうございます。ただいま、第1号議案についての説明がありましたが、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

小松委員 この前の審議会だったかと思うのですが、成田新高速鉄道沿いの屋外広告物の規制につきましては、両側500メートルということで、その時は、私も、組合の立場といたしましては、(規制の)範囲が広すぎるのではないかということ、それから、眺望できる範囲はいいとして、眺望できない山の影とか、そういうところはどうかとか、少し細かいことを質問いたしまして、納得した経緯がございます。

一般的に500メートルというのは、かなり商業活動において影響すると思いますので、ちょっと極端すぎないかと。

いくら景観、景観という時代であっても、決まってしまうと、かなり法律、条例というのは一人歩きするところがございます。

ですので、今回どうかかなということ、いろいろ気にしていたところがございますけれども、圏央道の木更津方面もだいたい100メートルの線できておりますので、今回の場合は、妥当な線かなというふうに思いますので、その上で、具体的な懸案が出てきたときにはまたその都度、問題提起をさせていただきたいと思いますが、出発点としては良からうかと思えます。

根上会長 はい、ありがとうございます。

それでは御意見ということでよろしいでしょうか。

それでは、他にいかがでしょうか。

西村委員 今回、事前の確認段階で、関係市町村の意見も聞かれたということですが、神崎町においては、道の駅の構想があったりですとか、あのあたりで少し開発を考えられているようなところがありますが、神崎町の方から、何らかの意見等はありませんでしたでしょうか。

事務局 まず、今回の禁止地域等の指定にあたりましては、原案として、市町村から意見をいただいております。その意見に基づきまして、関係機関等との調整をさせていただきまして、最終的に文書で意見照会を行いました。この規

制内容で、意見なしということで回答をいただいているところでございます。

西村委員 特段の意見はなかったということですね。

事務局 はい。

根上会長 よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

西村委員 供用開始と同時に施行されるということでございますが、我々は目標を持って、その南の区間も来年度には供用開始を目指しているわけですが、供用開始以前に、もし看板が設置された場合というのは、禁止区域からは、既にあるものについても撤去させるような、そういう強制力があるものなのか、既にあるものについては、それはお咎めなしとなるのか、そこはどのようなのでしょうか。

事務局 条例では、3年間の経過措置というものを設けております。その3年間で、必要な手続きですとか、あるいは違反になるものにつきましては撤去等をお願いするというような形で進めさせていただきたいと思っております。

根上会長 よろしいですか。3年間の間に撤去等の措置を取れば良いということですね。それでは現状はどうなっているのか御報告いただけますか。

事務局 1月末現在で調査したところ、現状では禁止地域等の中に既存不適格となる広告物等はございません。

根上会長 他にいかがでしょうか。

特に御意見、御質問等、ないようでしたら、これで採決を行います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

根上会長 それでは質疑を終了いたします。

第1号議案について、採決を行います。では、第1号議案を原案どおり可決することに「賛成」の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手確認)

根上会長 全員賛成ですので、千葉県行政組織条例第32条第3項の規定により、第1号議案は原案どおり可決することに決定いたします。

ありがとうございました。

それではただいまの異議なしという声をいただきましたので、ただいまの結果のとおり知事に答申させていただきます。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。

御協力ありがとうございました。

司 会 根上会長、委員の皆様、ありがとうございました。

7 閉 会

司 会 それでは、これをもちまして、「第36回千葉県屋外広告物審議会」を閉会いたします。委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。